

由利本荘市低入札価格調査取扱実施要領の一部改正について

由利本荘市低入札価格調査取扱実施要領の一部を次のとおり改正する。
 (新旧対照表のとおり)
 (平成28年10月3日から適用)

○改正理由

工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(中央公契連モデル)の見直しを受け、調査基準価格の算定方法を変更する。

由利本荘市低入札価格調査取扱実施要領 新旧対照表

| 現 行 | 改正後 (案) |
|---|---|
| <p>(調査基準価格の算定) 第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約ごとに入札書比較価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、契約権者が次に定める方法により算定した額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分7を乗じて得た額とする。 ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (2) 工事等の性格上、前号の規定により難しいものについては、前号の算定割合にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。 (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。 2 前項で定める額の端数処理は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号に定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。 (2) 入札比較価格に10分の9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。 (3) 入札比較価格に10分の7を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</p> | <p>(調査基準価格の算定) 第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約ごとに入札書比較価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、契約権者が次に定める方法により算定した額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。 (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分7を乗じて得た額とする。 ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (2) 工事等の性格上、前号の規定により難しいものについては、前号の算定割合にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。 (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。 2 前項で定める額の端数処理は、次のとおりとする。 (1) 前項第1号に定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。 (2) 入札比較価格に10分の9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。 (3) 入札比較価格に10分の7を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</p> |